

事務事業チェックシート

事務事業No

事業名

[事業基本情報]

706

高齢者在宅サービス措置事業

[長期総合計画]

分野別目標	4	誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
政策	9	将来に向かって希望の持てる福祉社会の形成
施策	2	高齢者の生活の充実
取組方針	1	高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らすことのできるまちづくり

事業区分(1)	事業経費		管理経費	
	その他	○		
事業区分(2)	自治事務	○	法定受託事務	
	その他			
会計・ 予算区分	会計	一般会計		
	款	民生費		
	項	社会福祉費		
	目	老人福祉費		
	大事業	老人福祉事業		
	中事業	高齢者在宅サービス措置事業		

事業種別	継続		関連個別計画	
事業年度	無し	～	無し	担当課・担当課長・Tel 高齢者・地域福祉課 畠山 秀人 435-1063
事業実施の根拠法令	老人福祉法 第10条の4		関連課	

1 事業内容

事業目的	(「誰・何」をどういう状態にするための事業か)		全体事業概要			
	要援護高齢者の心身の安全を確保する。		法に基づく在宅サービスの措置を行う。「やむを得ない理由」により、介護保険給付を利用することが著しく困難な場合に、在宅サービス(ホームヘルパー、デイサービス、ショートステイ等)の措置を行う。			
事業内容		平成30年度	平成31年度	令和02年度	令和03年度	令和04年度
		「やむを得ない理由」により、介護保険給付を利用することが著しく困難である場合に在宅サービス(ホームヘルパー、デイサービス、ショートステイ等)の措置を行い要援護高齢者の心身の安全を確保した。	「やむを得ない理由」により、介護保険給付を利用することが著しく困難である場合に在宅サービス(ホームヘルパー、デイサービス、ショートステイ等)の措置を行い要援護高齢者の心身の安全を確保した。	「やむを得ない理由」により、介護保険給付を利用することが著しく困難である場合に在宅サービス(ホームヘルパー、デイサービス、ショートステイ等)の措置を行い要援護高齢者の心身の安全を確保した。	「やむを得ない理由」により、介護保険給付を利用することが著しく困難な場合に、在宅サービス(ホームヘルパー、デイサービス、ショートステイ等)の措置を行う。	「やむを得ない理由」により、介護保険給付を利用することが著しく困難な場合に、在宅サービス(ホームヘルパー、デイサービス、ショートステイ等)の措置を行う。

2 事業コスト

事業費等(千円)	平成30年度		平成31年度		令和02年度		令和03年度		令和04年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算
事業費	270	178	270	32	271	0	271	0	271	0
伸び率(%)	0.7%	0%	0%	△82%	0.4%	△100%	0%	0%	0%	0%
人件費	正規職員	320	320	242	242	239	239	319	0	319
	正規職員以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	320	320	242	242	239	239	319	0	319
国庫支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般財源(税等)	270	178	270	32	271	0	271	0	271	0
所要人数(人)	正規職員	0.04	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	0.04	0.00	0.04
	正規職員以外	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
主な予算内訳	在宅サービス措置費 271千円									

3 目標及び実績

活動指標	指標名	単位		平成30年度	平成31年度	令和02年度	令和03年度	令和04年度
				目標値	実績値	達成度(%)	目標値	実績値
相談件数	件	目標値						
		実績値	3	1	0			
		達成度(%)	0%	0%	0%	%	%	
措置人数	人	目標値						
		実績値	3	1	0			
		達成度(%)	0%	0%	0%	%	%	
相談件数	件	目標値						
		実績値	3	1	0			
		達成度(%)	0%	0%	0%	%	%	
措置人数	件	目標値						
		実績値	3	1	0			
		達成度(%)	0%	0%	0%	%	%	

4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか		増加している	○	横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい		一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要があるか		急いで取り組む		中長期的に取り組む	○ 緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか		できる		あまりできない	○ できない
[有効性]成果目標ほどの程度達成しているか		達成している (90%以上)	○	おおむね達成 (70~90%未満)	達成していない (70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度	○	重要かつ高い貢献度がある		一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し		適正	○	負担は求められない	見直しが必要

5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				
	現状維持			○	
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	環境上の理由及び経済的な理由で在宅において生活することができない高齢者に対し、適切に措置を実施している。
見直し・改善内容	法令に基づき継続していく。